（健康保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十三条の四及び第二十三条の五　削除	（法第三条第一項第九号ロの厚生労働省令で定める賃金に相当するもの） **第二十三条の四**　法第三条第一項第九号ロの最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　臨時に支払われる賃金 二　一月を超える期間ごとに支払われる賃金 三　所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 四　所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金 五　午後十時から午前五時まで（労働基準法第三十七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後十一時から午前六時まで）の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 六　最低賃金において算入しないことを定める賃金（最低賃金法第四条第三項第三号に掲げる賃金をいう。） （法第三条第一項第九号ロの額） **第二十三条の五**　法第三条第一項第九号ロの額は、次に掲げるものとする。 一　月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬（法第三条第一項第九号ロに規定する報酬をいう。以下この条において同じ。）の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額 二　日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額 三　前二号の規定によって算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額 四　前三号のうち二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定によって算定した額の合算額 （法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者） **第二十三条の六**　法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（卒業を予定している者であって、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。）とする。 一～九　（略） ２・３　（略） **第二十四条の四**　（略）
（法第三条第一項第九号ロの厚生労働省令で定める者） **第二十三条の六**　法第三条第一項第九号ロの厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（卒業を予定している者であって、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。）とする。 一～九　（略） ２・３　（略） **第二十四条の四**　（略）	